

EY税理士法人・EY行政書士法人実施

海外赴任者処遇・税務等実態調査結果

～第2回 ビザ・水際対策・海外出張・外国籍社員の受け入れ～

(概要版)

EY税理士法人・EY行政書士法人

2022年2月



EY

Building a better
working world

EYモビリティサーベイについて

第2回EYモビリティサーベイ

目的	海外赴任者・出張者の実態調査・分析
テーマ	ビザ・水際対策・海外出張・外国籍社員の受け入れ
実施期間	2021年12月8日(水)～2022年1月17日(月)
回答者数	229名(有効回答数* :218) *同一企業から複数名ご回答頂いた場合は、以下の基準により代表回答を選定 1. 本社と現地子会社...本社の回答を優先 2. 人事系部署とそれ以外の部署...人事系部署を優先 3. 同一部署内で複数名のご回答...設問に対する有効回答数が多い方を優先

メッセージ

第2回EYモビリティサーベイのテーマは、ビザ・水際対策など、コロナによる影響が大きい分野を取り上げました。水際対策については、日々状況が変わっており最新情報の入手や対応に苦慮されているケースが多く見受けられます。赴任や出張、外国籍社員の採用等の再開見込みが立たず、今後の事業計画に及ぼす影響も甚大と言えます。EY税理士法人・EY行政書士法人では、海外赴任者の実態調査を通じて、現状分析にとどまらず今後予想される海外活動への影響・リスク回避についても盛り込んだレポートをお届けいたします。本レポートが貴社のご参考になりましたら幸いです。

EY税理士法人・EY行政書士法人

調査結果に関するお問い合わせ先: EYモビリティサーベイ事務局 (ey.survey@jp.ey.com)
※本調査結果を利用・引用される際は、EYモビリティサーベイ事務局までご連絡ください。

第3回EYモビリティサーベイ

回答期間 : 2022年2月14日～3月18日
テーマ : 海外赴任者の手当・給与／福利厚生／海外赴任者規程／二重課税
回答用URL : https://globaleysurvey.ey.com/jfe/form/SV_3WwEMF7eDsaoYi

回答用
QRコード



概要版では、赤字部分の結果を掲載しております。

Summary

1	ご回答者の所属部署と役職 —約半数が人事系部門	4	12	海外赴任・出張の再開見通し —「既に再開」と「再開時期は未定」が拮抗	9
2	ご回答者の属性 —日系／外資系・産業別	5	13	水際対策遵守のための社内体制	
3	日本から海外への主な出張先地域		14	水際対策の変更を受けた取り組み(水際対策19①) —期間の短さも影響し、新規外国籍者受入のための審査済証を入手したのはわずか3%	10
4	日本から海外、海外から日本の年間出張者数(コロナ前)		15	水際対策の変更を受けた取り組み(水際対策19②) —審査済証入手は非常に困難であったものの、企業間の対応速度が反映された結果に	11
5	出張者のビザ手続き		16	水際対策の変更による影響(水際対策20) —半数以上が年末年始の出入国に影響ありと回答	12
6	出張者に関する課題 —水際対策に強い関心	6	17	水際対策関連のサポート対象	
7	ビザ・水際対策の最新情報の入手方法		18	水際対策に対する課題 —6割以上の回答者が所要期間の不透明性・情報の収集に課題感	13
8	ビザ手続きに関する課題 —半数近くが最新情報のキャッチアップに課題ありと回答	7	19	海外出張・赴任に関する課題	
9	外国籍社員の赴任者・採用人数		20	海外出張・赴任に関する取組事例	
10	外国籍社員の採用パターン		21	モビリティ(海外間の人の移動)管理ツールの導入状況	
11	外国籍社員の採用・今後の見通し —コロナ禍で採用計画も不透明化の傾向	8	22	海外赴任・海外からの人員受け入れ・海外出張に関し、興味・関心のあるテーマ	

1

ご回答者の所属部署と役職 —約半数が人事系部門

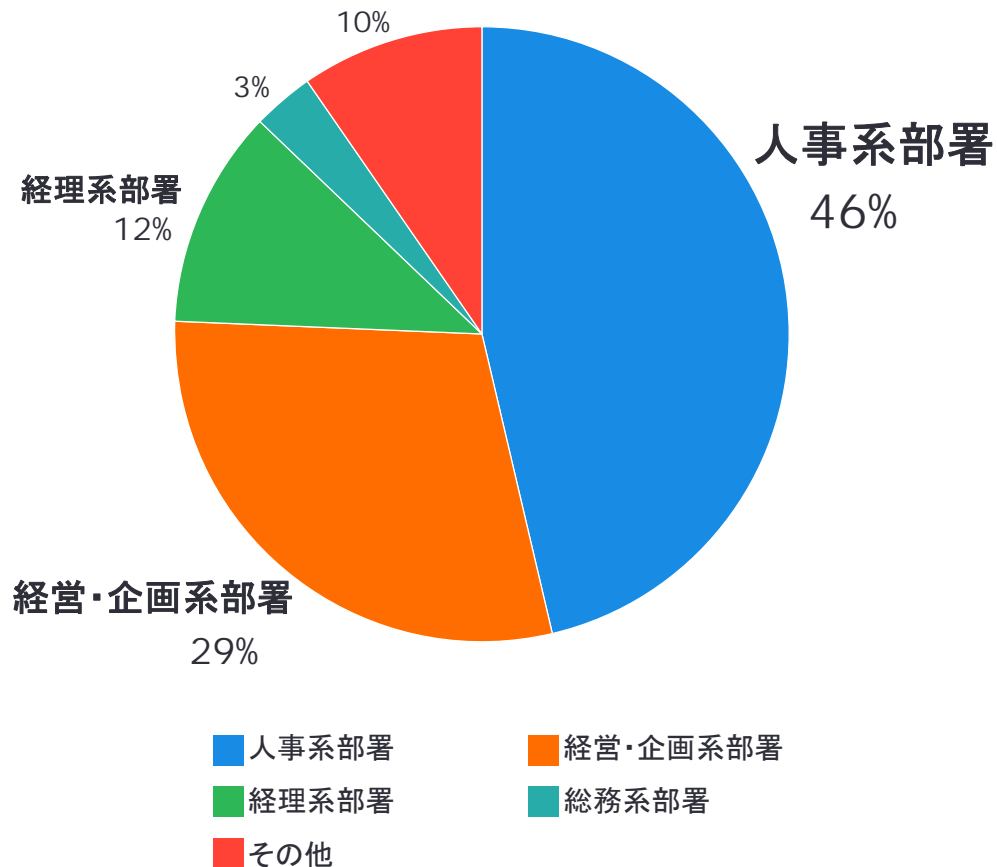


Comment

- 回答者層は人事系部署を中心とした管理系部署の方が9割、また一般社員から取締役クラスまで幅広い層の方からご意見を頂くことができました

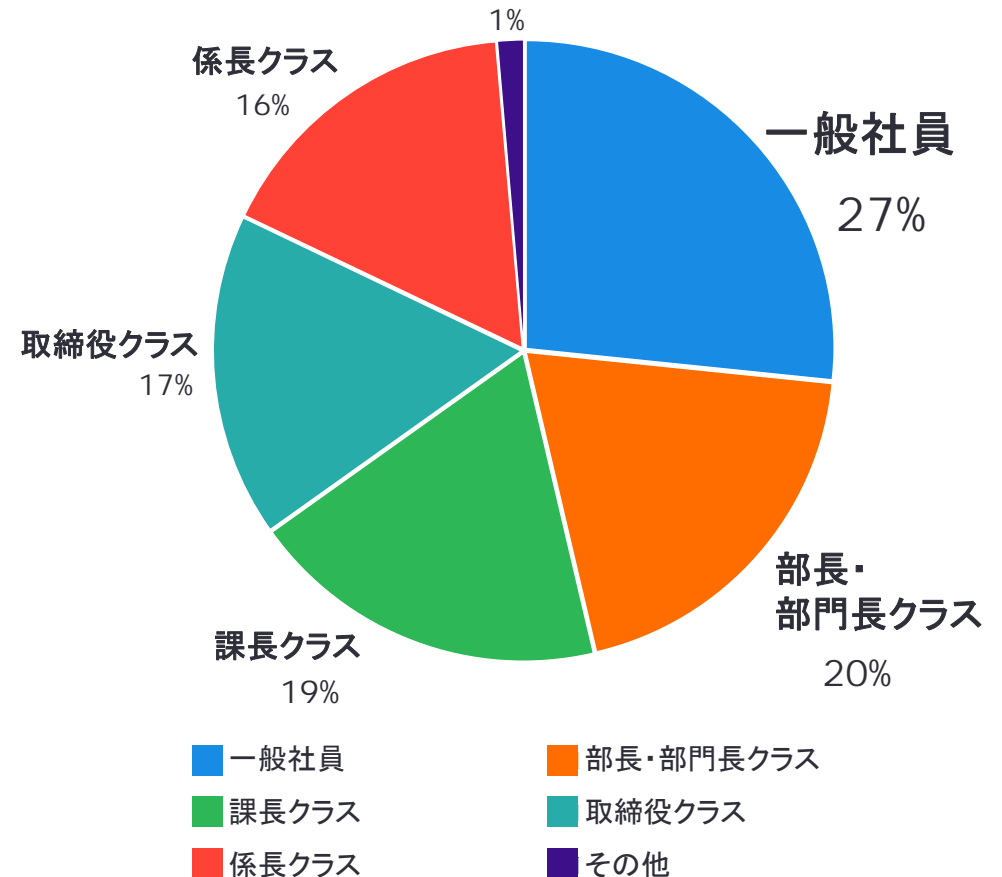
Q1 あなたの所属部署を以下からご選択ください

単一
回答



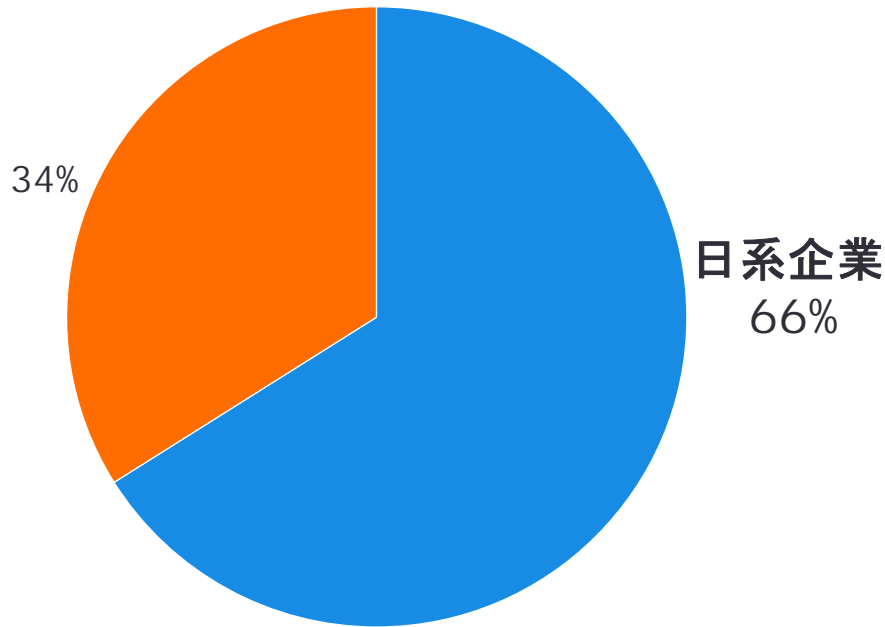
Q2 あなたの役職を以下からご選択ください

単一
回答



ご回答者の属性 —日系／外資系・産業別

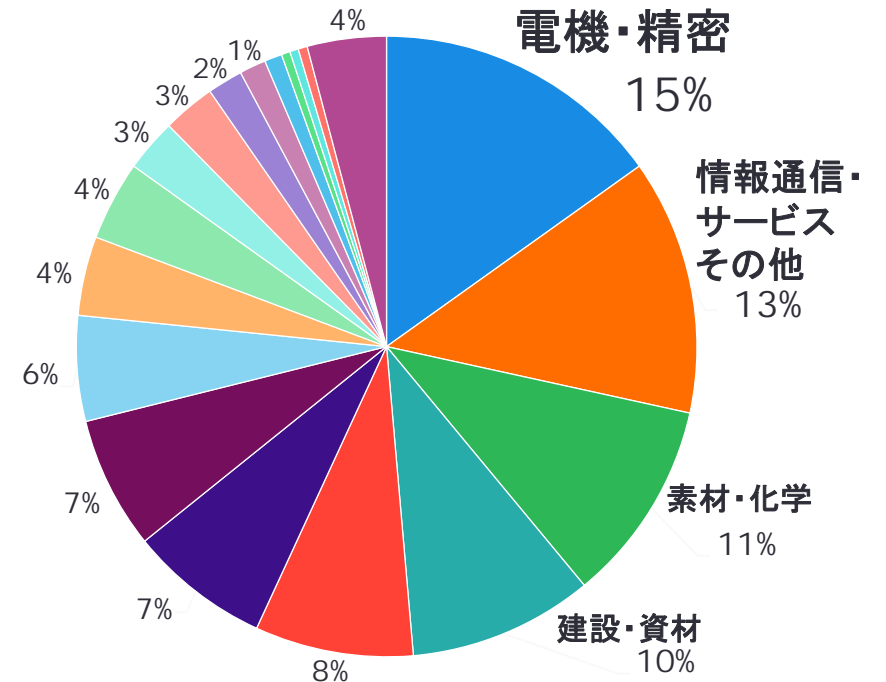
※2022年2月時点各社HPの情報を引用



■ 日系企業 ■ 外資系企業または日系企業現地子会社

【参考情報】日系企業(144社):資本金別割合

~ 1億円:22社(15%)
 ~ 10億円:16社(11%)
 ~ 100億円:34社(24%)
 ~1000億円:58社(40%)
 1000億円超:6社(4%)
 不明: 8社(6%)



■ 電機・精密
 ■ 情報通信・サービスその他
 ■ 素材・化学
 ■ 建設・資材
 ■ 機械
 ■ 自動車・輸送機
 ■ 商社・卸売
 ■ 運輸・物流
 ■ 鉄鋼・非鉄
 ■ 医薬品
 ■ 食品
 ■ 金融(除く銀行)
 ■ 小売
 ■ 不動産
 ■ 銀行
 ■ 情報通信・サービスその他
 ■ 繊維製品
 ■ エネルギー資源
 ■ その他

出張者に関する課題 ー水際対策に強い関心



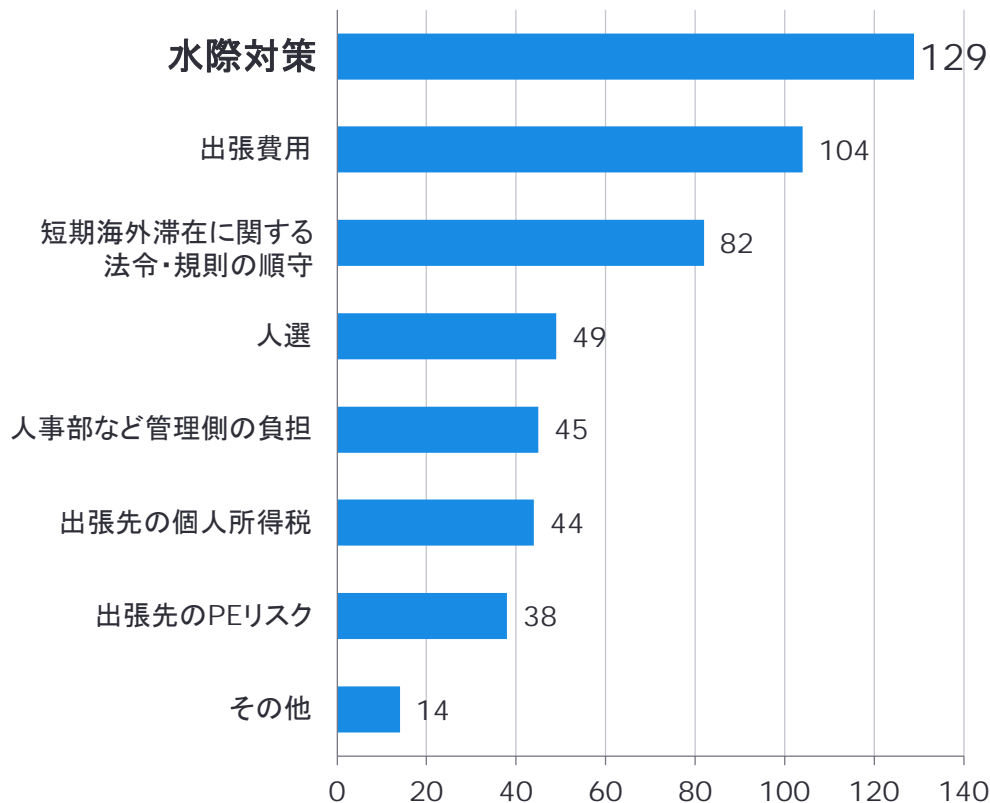
Comment

- やはり最近の課題としては、「水際対策」が最も多く、次いで「出張費用」や「法令・規則の順守」が続きます
- コスト、リスク管理面での負担等多種多様な課題が多いということがうかがえます

Q11 日本から海外へのお出張者に関する
主な課題は何ですか

複数
回答

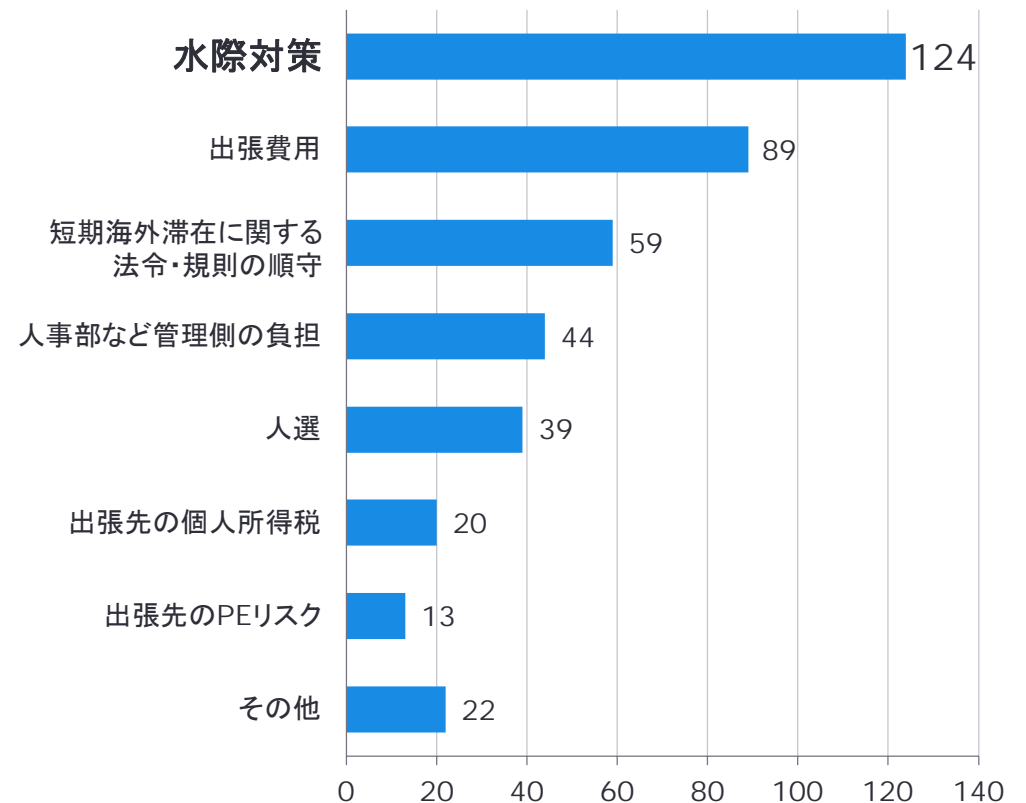
【回答者:218名】



Q12 海外から日本へのお出張者に関する
主な課題は何ですか

複数
回答

【回答者:218名】



ビザ手続きに関する課題 —半数近くが最新情報のキャッチアップに課題ありと回答



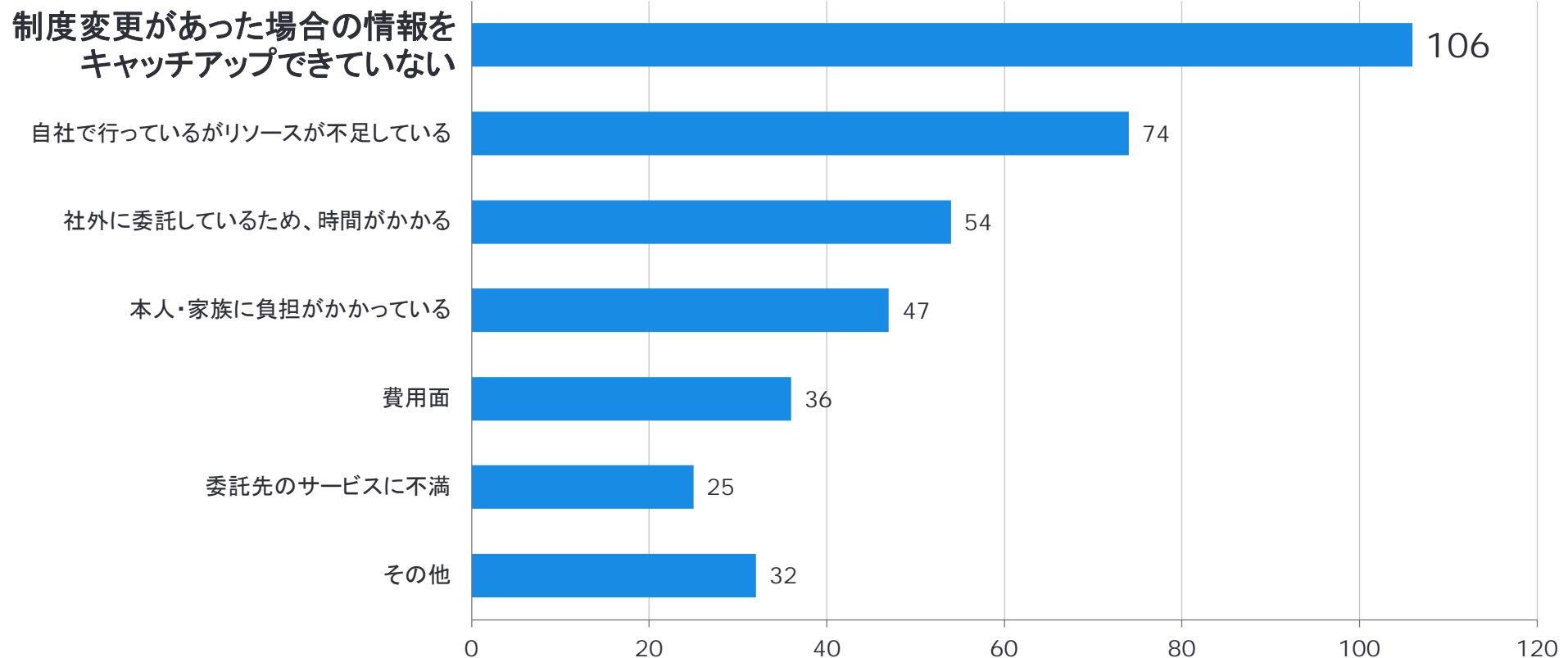
Comment

- ビザ手続きについては、コロナ禍以降、情報の更新スピードへの対応が追い付かない現状が浮き彫りになっています
- 自社対応の場合、結果として、リソース不足にもつながっています

Q14 ビザ手続きに関して課題はありますか

複数回答

【回答者:218名】



外国籍社員の採用・今後の見通し ーコロナ禍で採用計画も不透明化の傾向

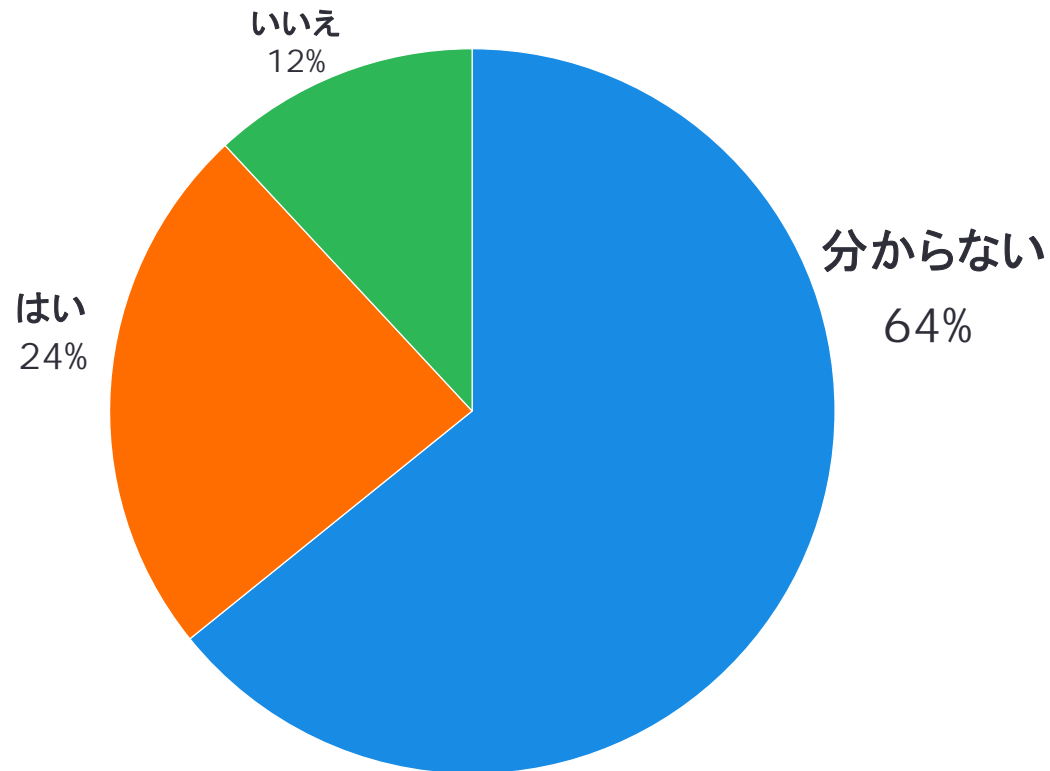


Comment

- ここ数年では外国籍社員の採用を強化していく傾向にありましたが、コロナ禍で当面の見通しが立たないことから採用計画も立てづらくなっているようです

Q18 今後外国籍社員の採用(新卒・中途)を増やす予定はありますか

単一
回答



回答選択肢	回答数
分らない	140
はい	52
いいえ	26
合計	218

海外赴任・出張の再開見通し —「既に再開」と「再開時期は未定」が拮抗

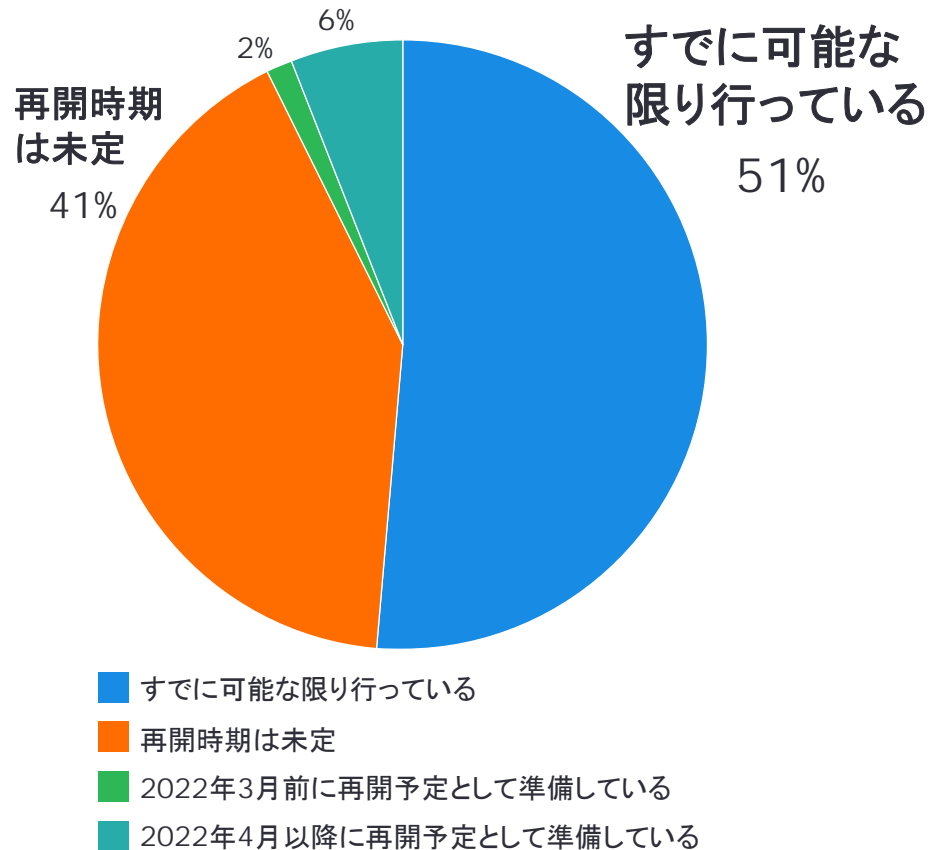


Comment

- 可能な限り行っている企業と、再開未定の企業に二極化
- 日本の厳しい水際対策を受けて、海外から日本への入国がより厳しい結果に

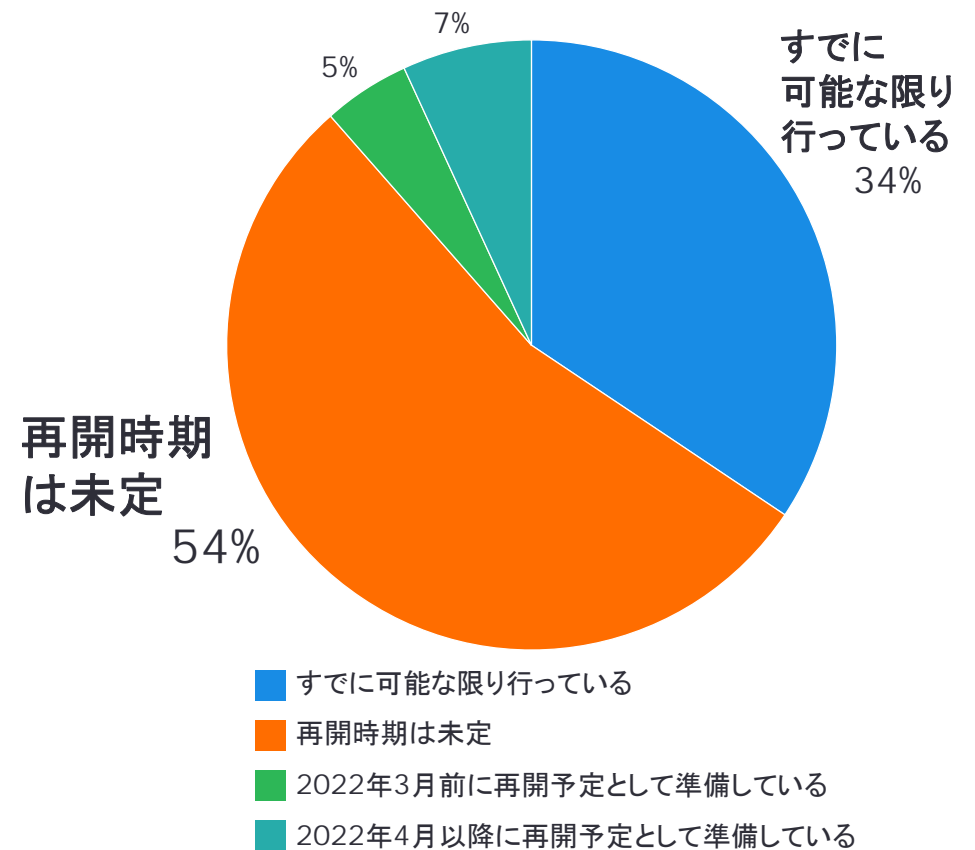
Q19 日本から海外へのお出張・赴任はいつを再開予定として準備されていますか

単一
回答



Q20 海外から日本へのお出張・赴任はいつを再開予定として準備されていますか

単一
回答



水際対策の変更を受けた取り組み(水際対策19① 新規入国制限緩和) 一期間の短さも影響し、新規外国籍者受入のための審査済証を入手したのはわずか3%

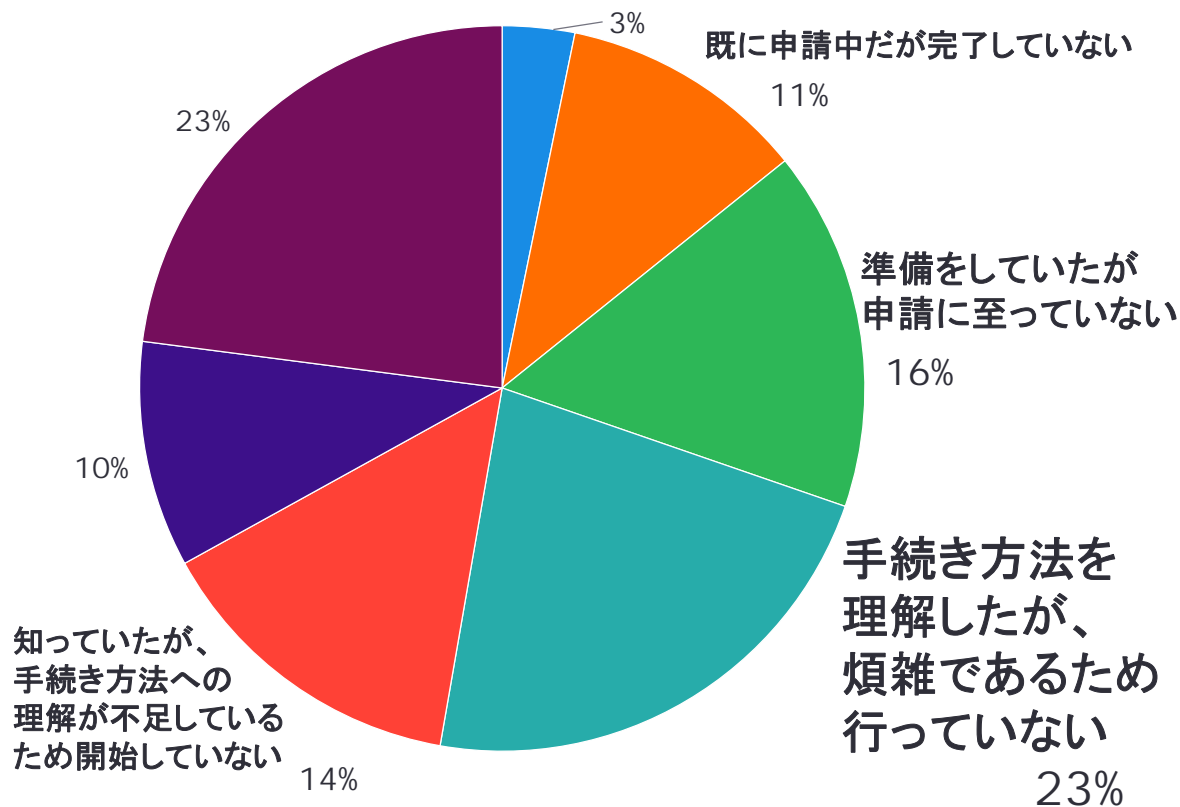


Comment

- 水際対策19は長らく停止されていた新規外国籍者の受入を可能とするものであったものの、手続きが煩雑で日本の受入企業の負担が大きく、結果的に大多数の企業が存在を認識していながらも申請に至っていませんでした
- 本措置は11月8日の開始から30日に一時停止されるまで3週間程度しかなく、実際に審査済証を入手できた企業は、3%と非常に低い数字にとどまっています

Q23 2021年11月8日より、業所管省庁への追加措置とともにおよそ1年ぶりに日本の新規外国籍者の受入が始まりました(水際対策19)。これを受けて貴社はどのように取り扱われましたか

単一
回答



回答選択肢	回答数
申請し、すでに審査済証を入手している	7
既に申請中だが完了していない	24
準備をしていたが申請に至っていない	35
手続き方法を理解したが、煩雑であるため行っていない	49
知っていたが、手続き方法への理解が不足しているため開始していない	31
知らなかった	22
その他	50
合計	218

水際対策の変更を受けた取り組み(水際対策19② 行動制限緩和) — 審査済証入手は非常に困難であったものの、企業間の対応速度が反映された結果に

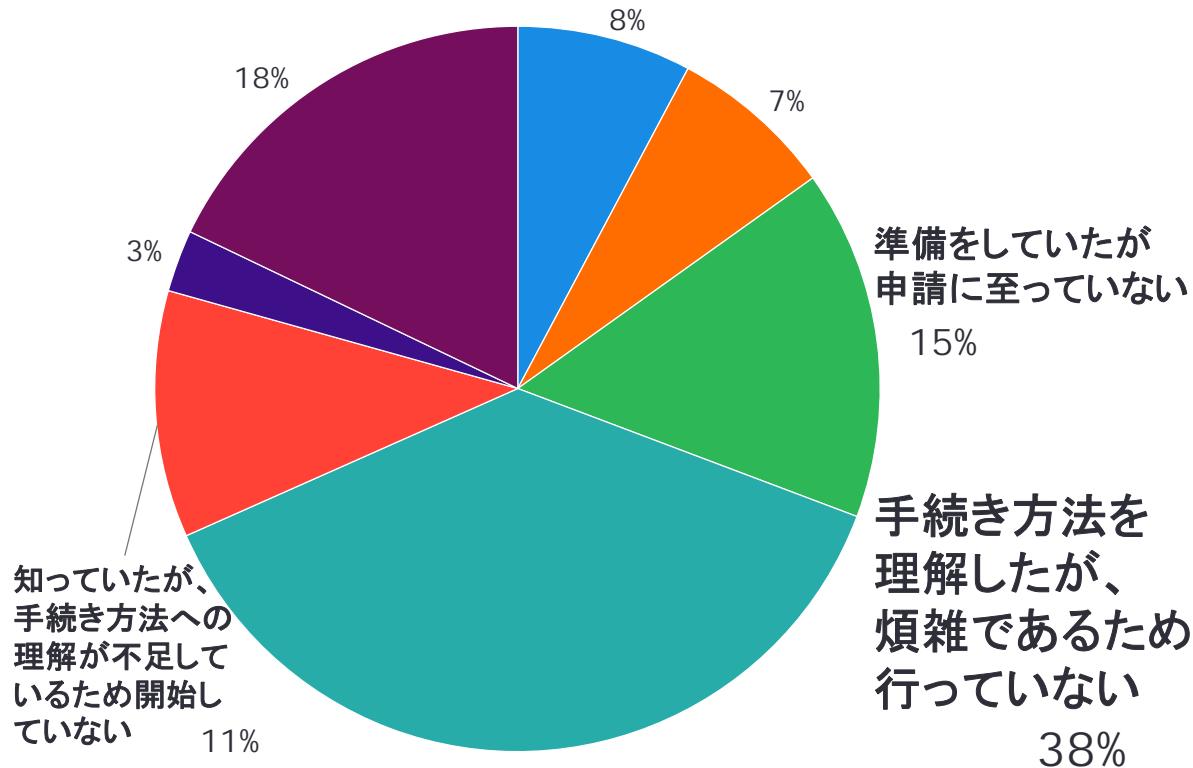


Comment

- 水際対策19で認められた行動制限緩和は隔離期間中の特定のビジネス活動などが可能となるものでしたが、日本の受入企業の負担に加え、活動計画書の作成など特定行動中の厳格なルール設定への対応に時間がかかり、審査済証を入手した企業は8%にとどまっています
- 頻繁に変わりゆく煩雑な水際対策に応じて、来日や隔離中の緩和を実現するためには、今までにない迅速・確実な情報収集と社内体制構築が求められるという、非常に厳しい結果になりました

Q24 2021年11月8日より、業所管省庁への追加措置、ワクチン接種など一定の条件を満たすと14日間の隔離中の行動制限の緩和も認められるようになりました(水際対策19)。これを受けて貴社はどのように取り扱われましたか

単一
回答



回答選択肢	回答数
申請し、すでに審査済証を入手している	17
既に申請中だが完了していない	16
準備をしていたが申請に至っていない	34
手続き方法を理解したが、煩雑であるため行っていない	82
知っていたが、手続き方法への理解が不足しているため開始していない	24
知らなかった	6
その他	39
合計	218

水際対策の変更による影響(水際対策20) —半数以上が年末年始の出入国に影響ありと回答



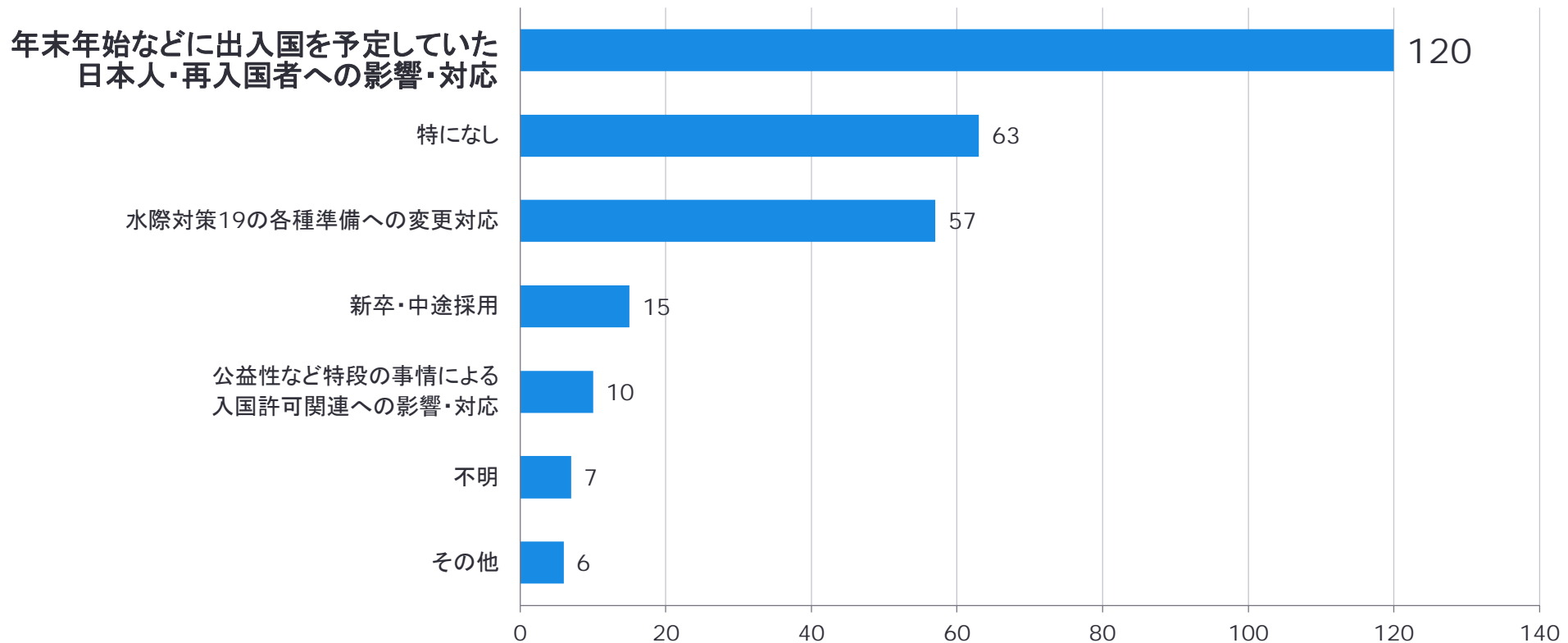
Comment

- 年末年始などに日本からの出入国を予定していた方の再入国への影響が最も大きく、何らかの変更・対応を余儀なくされた企業が9割を超え、影響の大きさがうかがえます

Q25 2021年11月30日より、水際対策19を1カ月間停止する新たな措置(水際対策20)が発表され、続けてオミクロン株対策として入国規制が強化されることとなりました。これを受けて貴社にはどのような影響がありましたか

複数回答

【回答者:218名】



水際対策に対する課題 —6割以上の回答者が所要期間の不透明性・情報の収集に課題感



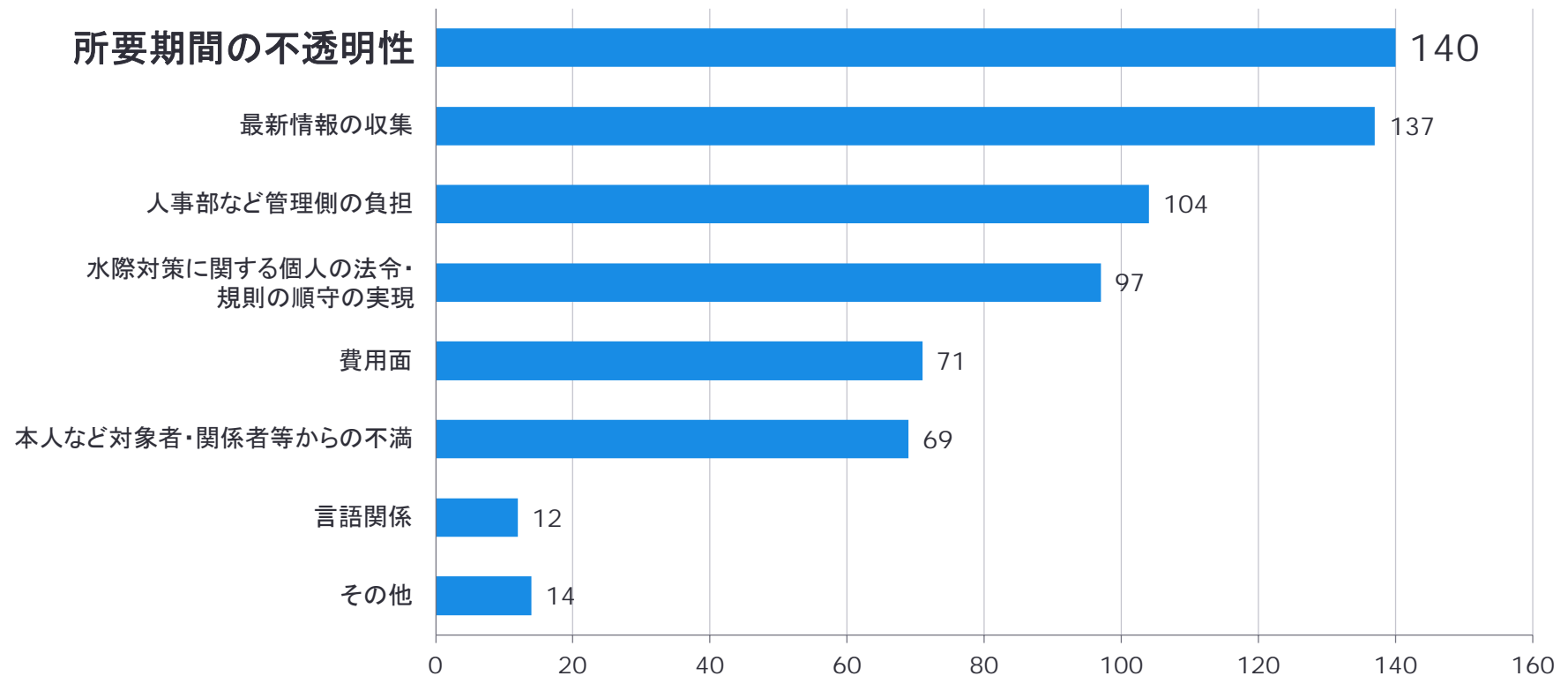
Comment

- 今回の一連の水際対策で、課題がないとした企業は10社未満にとどまり、スケジュール調整や、最新情報の収集に苦心されていることが明確になっています
- また、煩雑な手続きも相まって、水際対策で求められるルールの順守徹底や、人事部などの負担も大きくのしかかっています

Q27 今回の一連の水際対策についての主な課題は何ですか

複数回答

【回答者:218名】



EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務 およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

EY行政書士法人について

EY行政書士法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、EYのピープルアドバイザリーサービスの一部門として、クライアントのグローバルモビリティ戦略とその実行・運用を支援します。イミグレーションに係るコンプライアンスとコンサルティングのスキルを融合し、また、グローバルネットワークを駆使して、クロスボーダーの人事異動、いわゆるモビリティサービスをワンストップで提供します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-immigration-corporationをご覧ください。

© 2022 Ernst & Young Tax Co.
2022 EY Immigration Corporation
All Rights Reserved.

不許複製・禁転載

本書には機密情報が含まれます。また、本書に関する一切の権利はEY税理士法人・EY行政書士法人に帰属します。当法人の書面による承諾がない限り、第三者への開示を禁じます。

ey.com/ja_jp

免責事項

弊法人は、貴社から提供された全ての情報が全て真実、正確かつ完全であり、信頼に足るものであるという前提で本報告書の作成・報告を行っています。また、貴社から提供された情報については、(貴社より依頼され合意したものを除き、)その正確性や信頼性について検証を行っておりません。

本報告書は、2021年12月までに貴社から提供されたサーベイへの回答情報に基づいて作成されています。当該情報並びに実際の取引の実行に変更や追加があれば、弊法人の見解・解釈も異なるものとなる可能性があることにご留意下さい。

本報告書における税務上の解釈・意見は、本報告書提出日時点(2021年12月28日現在)において有効な法令等に基づくものです。現時点で有効な法令等(及びその解釈)が将来変更される可能性があります。仮に変更された場合には、本報告書における税務上の解釈・意見もこれに伴い変わる可能性があります。但し、弊法人はこれに対応して本報告書の内容を修正・変更する義務を負うものではありません。

本報告書は、2021年12月28日現在の法令等に照らして、一般的に妥当と思われる税務上の取扱いを述べたものです。本報告書は、税務当局の見解を拘束するものではなく、税務当局が本報告書と異なる見解を持つ可能性があることにご留意下さい。

本報告書に複数の版が有る場合、弊法人から最終版として貴社に提示された報告書以外の報告書に依拠できないことにつきご留意ください。

本報告書は、貴社(及び回答者の所属する企業)の内部においてのみ使用されることを意図して作成されたものです。したがって、貴社以外の第三者が本報告書の内容に依拠することはできません。また、弊法人は本報告書の内容に関連する又は内容から生じうる事項に関して、貴社以外の第三者に責任を負うものではありません。